

○ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について（令和4年3月31日付け子発0331第18号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている<u>子ども</u>をいうが、例えば、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた<u>大学生等の若者</u>であってもその家庭の状況に鑑み通学することができない場合などは、適切な支援を行うことが重要である。また、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に<u>把握</u>した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。</p> <p>本事業は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に<u>把握</u>し支援につなげることができるよう、地方自治体における実態調査、関係機関職員の研修によるヤングケアラーの<u>早期把握等</u>の支援体制の強化を図ること及びヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等の悩み相談を行う<u>支援者団体等との連携</u>、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援、病院や行政手続における外国語対応通訳派遣支援等といった取組をモデルとして実施することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている<u>児童</u>をいうが、例えば、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた<u>大学生</u>であってもその家庭の状況に鑑み通学することができない場合などは、適切な支援を行うことが重要である。また、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に<u>発見</u>した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。</p> <p>本事業は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に<u>発見</u>し支援につなげることができるよう、地方自治体における実態調査、関係機関職員の研修によるヤングケアラーの<u>早期発見・把握等</u>の支援体制の強化を図ること及びヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等の悩み相談を行う<u>支援者団体の支援</u>、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援、病院や行政手続における外国語対応通訳派遣支援 等といった取組をモデルとして実施することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。</p>

## 第2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市区町村（特別区を含む。）（以下、「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部を、当該事業を適切に実施することができる<sup>と認め</sup>た社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他の法人（当該年度中に法人化が確実と判断できる場合も含む）に委託又は補助をすることができる。

## 第3 事業内容

### 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

#### （1）趣旨

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業は、都道府県等において、子ども本人や学校等を通じて、ヤングケアラーの実態を把握するための調査を行うこと及びヤングケアラーやその家族と接する機会が多いと思われる関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施することにより、都道府県等でヤングケアラーに関する問題意識を喚起し支援を適切に行うとともに、関係機関・団体等職員のヤングケアラーの概念や把握の着眼点、把握後のつなぎを含めて理解促進を図る。

#### （2）内容

都道府県等が取組む事業内容は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じた方法を妨げるものではない。

## 第2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市区町村（特別区を含む。）（以下、「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部を、当該事業を適切に実施することができる<sup>と認め</sup>た社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他の法人に委託又は補助をすることができる。

## 第3 事業内容

### 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

#### （1）趣旨

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業は、都道府県等において、子ども本人や学校等を通じて、ヤングケアラーの実態を把握するための調査を行うこと及びヤングケアラーやその家族と接する機会が多いと思われる関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施することにより、都道府県等でヤングケアラーに関する問題意識を喚起し支援を適切に行うとともに、関係機関・団体等職員のヤングケアラーの概念や発見の着眼点、発見後のつなぎを含めて理解促進を図る。

#### （2）内容

① 実態調査・把握

都道府県は、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員、支援者団体等を対象に、ヤングケアラーへの理解度やつなぎ先の把握状況等について、調査を実施する。

市区町村は、ヤングケアラーの人数、ケアの頻度や時間を含めた家族のケアの状況やその影響等のヤングケアラーの実態を把握することに加え、こどもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、そしてどのような支援が欲しいのか等について、調査を実施する。

② 関係機関職員研修

都道府県等は、こども本人、保護者並びにケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員、支援者団体等を対象に各地方自治体、教育委員会等が連携し、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラーの早期把握のための着眼点、把握後のつなぎ、対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施する。

(3) 方法

都道府県等が取組む事業内容は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じた方法を妨げるものではない。

① 実態調査・把握

ア 実施

・ 都道府県は、主として、医療、介護、福祉、教育等の関係機関等を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施し、調査結果を踏

① 実態調査・把握

都道府県等は、ヤングケアラーの人数、ケアの頻度や時間を含めた家族のケアの状況やその影響等のヤングケアラーの実態を把握することに加え、こどもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、そしてどのような支援が欲しいのか等について、調査を実施する。

② 関係機関職員研修

都道府県等は、こども本人、保護者並びにケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員、支援者団体等を対象に各地方自治体、教育委員会等が連携し、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラーの早期発見のための着眼点、発見後のつなぎ、対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施する。

(3) 方法

① 実態調査・把握

ア 実施

・ 都道府県等は、以下「①イ 対象」に掲げる者のうち、全部又は一部を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施すること。

まえた課題整理、課題解決等の分析を行うこと。

・ 市区町村は、主として、小学生や中学生等を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施し、ヤングケアラーの現状や直面する課題を把握するとともに、調査結果を踏まえた課題整理、課題解決等の分析を行うこと。

・ 都道府県等は、効果的と考えられる支援施策を検討するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを検討すること。

イ 対象

小学生、中学生、高校生、大学生等の若者又は医療、介護、福祉、教育等の関係機関等

ウ 項目等

小学生、中学生、高校生若しくは、大学生等の若者を対象とした調査の実施にあたっては、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。また、こどもの中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあるため、こどもの年齢、性別、ケアの状況等を考慮したものとすること。

・ 家族のケアの有無（有る場合、その状況（ケアの対象者、頻度、時間等））

・ 他者への相談状況

・ ケアによる悩み、生活への影響 （「自分の時間が取れない」「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」「睡眠が十分に取れない」等）

・ 助けて欲しいこと、必要としていること （「自由に使える時間がほし

・ 都道府県等は、ヤングケアラーの現状や直面する課題を把握するとともに、調査結果を踏まえた課題整理、課題解決等の分析を行うこと。

・ 都道府県等は、効果的と考えられる支援施策を検討するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを検討すること。

イ 対象

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又は当該生徒が属する教育機関等

ウ 項目等

都道府県等は、調査の実施にあたって、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。また、こどもの中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあるため、こどもの年齢、性別、ケアの状況等を考慮したものとすること。

・ 家族のケアの有無（有る場合、その状況（ケアの対象者、頻度、時間等））

・ 他者への相談状況

・ ケアによる悩み、生活への影響

・ 助けて欲しいこと、必要としていること

い」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」「進路や就職など将来の相談にのってほしい」等)

- ・ その他実態の把握、支援策を検討する上で必要とされる事項  
また、医療、介護、福祉、教育等の関係機関を対象とした調査の実施にあたっては、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。

- ・ ヤングケアラーの概念についての理解度
- ・ ヤングケアラーに気づききっかけの理解度
- ・ こどもは家族介護における「介護力」とみなさないことへの理解度
- ・ こどもらしい生活のために各機関ができることへの理解度
- ・ ヤングケアラーを把握した場合のつなぎ先の認知

#### エ その他

ヤングケアラーであるこどもを把握した場合には、市区町村のこども家庭センターやヤングケアラー支援担当部局へつなぐこと。こども家庭センターやヤングケアラー支援担当部局では、こども自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら、ヤングケアラーが担っているケアの軽減等のために外部サービスによる代替等を検討していくことになる。なお、調査の実施にあたっては、以下の点にも留意すること。

- ・ 調査対象者が、ヤングケアラーについての認知度が十分でないことも考えられることから、ヤングケアラーについての理解に資する資料等を準備すること。

また、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」において策定された「こども向けガイド」を活用し、こどもや家族に寄り添っ

- ・ その他実態の把握、支援策を検討する上で必要とされる事項

#### エ その他

- ・ こども本人へのアンケートについては、学校における業務負担軽減を図る観点から、ウェブアンケート形式で実施することが望ましいが、アンケート用紙を配付し、学校においてとりまとめ郵送回答する形式等適当な方法を採用しても差し支えない。
- ・ アンケートの実施を通じて回答者であるこども自身がヤングケアラーであることを自覚する場合等も想定されることから、例えば、アンケート末尾等に相談先一覧を掲載するなど、こどもが相談を望む場合の対応方法も検討すること。
- ・ 既存の実態調査の対象を拡充して、新たに実態調査を行う場合や、調査結果の分析により追加調査の必要性が生じた場合等においても本事業を活用できる。

た支援に向け、調査をする目的等についても説明すること。

- ・ こどもに近い立場で、具体的な支援に繋げるためには、市区町村において、記名式等の個人を特定できるような方法によることが望ましい。
- ・ アンケートの実施を通じて回答者であるこども自身がヤングケアラーであることを自覚する場合等も想定されることから、例えば、アンケート末尾等に相談先一覧を掲載することが望ましい。
- ・ こども本人へのアンケートについては、学校における業務負担軽減を図る観点から、ウェブアンケート形式で実施することが望ましいが、アンケート用紙を配付し、学校においてとりまとめ郵送回答する形式等適当な方法を採用しても差し支えない。
- ・ 既存の実態調査の対象を拡充して、新たに実態調査を行う場合や、調査結果の分析により追加調査の必要性が生じた場合等においても本事業を活用できる。

## ② 関係機関等職員研修

### ア 実施

- ・ 都道府県等は、以下「②イ 対象」に掲げる者をはじめ、幅広く研修等に参加させるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、講師の選定にあたって、ヤングケアラーに関する幅広い知識を有している者（有識者、関係機関、支援者団体、元当事者等）の招聘、外部機関研修への参加等、地域の実情に応じた方法により実施すること。
- ・ 都道府県等は、地域におけるヤングケアラーの支援において重要な

## ② 関係機関等職員研修

### ア 実施

- ・ 都道府県等は、以下「②イ 対象」に掲げる者をはじめ、幅広く研修等に参加させるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、講師の選定にあたって、ヤングケアラーに関する幅広い知識を有している者（有識者、関係機関、支援者団体、元当事者等）の招聘、外部機関研修への参加等、地域の実情に応じた方法により実施すること。
- ・ 都道府県等は、地域におけるヤングケアラーの支援において重要な



役割を担っている関係機関等職員の研修、相互連携など実践的な研修を実施するとともに、必要に応じて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）やヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を関係機関等に配付する等の活用を図ること。

#### イ 対象

都道府県等の関係機関、支援者団体並びにヤングケアラーの支援に関連する福祉、介護、医療、教育等に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下、「関係機関等職員」という。）であり、具体的には以下の機関の職員や専門職が想定されるが、これに限らず、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の構成員をはじめ、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。

・ 都道府県等の児童福祉、母子保健、介護・高齢者福祉、障害者福祉、生活保護（生活困窮）等の担当部局

- ・ こども家庭センター
- ・ 子ども・若者総合相談センター

- ・ 児童相談所
- ・ 児童福祉司、児童心理司
- ・ 児童福祉施設
- ・ 福祉事務所
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員、主任児童委員、児童委員

役割を担っている関係機関等職員の研修、相互連携など実践的な研修を実施するとともに、必要に応じて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）やヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を関係機関等に配付する等の活用を図ること。

#### イ 対象

都道府県等の関係機関、支援者団体並びにヤングケアラーの支援に関連する福祉、介護、医療、教育等に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下、「関係機関等職員」という。）であり、具体的には以下の機関の職員や専門職が想定されるが、これに限らず、要保護児童対策地域協議会構成員をはじめ、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。

・ 都道府県等の児童福祉、母子保健、介護・高齢者福祉、障害者福祉、生活保護（生活困窮）等の担当部局

- ・ 児童相談所
- ・ 児童福祉司、児童心理司
- ・ 児童福祉施設
- ・ 福祉事務所
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員、主任児童委員、児童委員

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・ 相談支援専門員
- ・ 生活保護担当ケースワーカー
- ・ 市町村保健センター
- ・ 保健所
- ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ 教育委員会
- ・ 学校
- ・ 教員（養護教諭を含む）
- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の支援スタッフ
- ・ 司法関係機関
- ・ こども食堂、学習支援教室等のこどもの居場所となる機関
- ・ 就労支援機関
- ・ その他支援者団体等

#### ウ 項目等

都道府県等は、研修の実施にあたって、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。なお、研修期間は、地域に実情に応じて、ヤングケアラーの支援体制の整備を図るためのものであることに留意し、適切に定めること。

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・ 相談支援専門員
- ・ 生活保護担当ケースワーカー
- ・ 市町村保健センター
- ・ 保健所
- ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ 教育委員会
- ・ 学校
- ・ 教員（養護教諭を含む）
- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の支援スタッフ
- ・ 司法関係機関
- ・ こども食堂、学習支援教室等のこどもの居場所となる機関
- ・ 就労支援機関
- ・ その他支援者団体等

#### ウ 項目等

都道府県等は、研修の実施にあたって、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。なお、研修期間は、地域に実情に応じて、ヤングケアラーの支援体制の整備を図るためのものであることに留意し、適切に定めること。



- ・ ヤングケアラーについて理解を深めること
- ・ ヤングケアラーを早期に把握するための着眼点
- ・ 相談・支援の際に配慮する事項
- ・ 関係機関等の相互連携スキーム（つなぎ方を含む。）
- ・ 関係機関等職員によるグループワーク演習
- ・ その他福祉サービス、家族のケア等に関する事項

(削除)

## 2 ヤングケアラー支援体制構築モデル事業

### (1) 趣旨

ヤングケアラー支援体制構築モデル事業は、都道府県等において、関係機関と支援者団体等とのつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置、元当事者等が運営するピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体等との連携、ヤングケアラー同士がより気軽に悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援、病院や行政手続における外国語対応通訳派遣支援等といった取組をモデルとして実施することにより、ヤングケアラーの支援体制の構築を図るものである。

### (2) 内容

#### ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

都道府県等は、ヤングケアラーを把握した場合に、高齢、障害、疾病、

- ・ ヤングケアラーについて理解を深めること
- ・ ヤングケアラーを早期に発見するための着眼点
- ・ 相談・支援の際に配慮する事項
- ・ 関係機関等の相互連携スキーム（つなぎ方を含む。）
- ・ 関係機関等職員によるグループワーク演習
- ・ その他福祉サービス、家族のケア等に関する事項

エ その他

本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。また、他の都道府県等や関係団体が開催する研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。

## 2 ヤングケアラー支援体制構築モデル事業

### (1) 趣旨

ヤングケアラー支援体制構築モデル事業は、都道府県等において、関係機関と支援者団体等とのつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置、元当事者等が運営するピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援、ヤングケアラー同士がより気軽に悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援、病院や行政手続における外国語対応通訳派遣支援等といった取組をモデルとして実施することにより、ヤングケアラーの支援体制の構築を図るものである。

### (2) 内容

#### ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

都道府県等は、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障害、

失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。

#### ② ピアサポート等相談支援体制の推進

都道府県等は、ヤングケアラーにとって、家事や家族のケアなどについての効果的な相談窓口として、支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。

#### ③ オンラインサロンの設置・運営、支援

都道府県等は、②のピアサポート等の悩み相談のほか、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、支援者団体等によるSNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

#### ④ 外国語対応通訳派遣支援

都道府県等は、日本語が第一言語でない家族が、ヤングケアラーの通訳に頼らずとも病院や行政等の手続を行えるようにするため、通訳を派遣又は配置支援を実施する。

#### (3) 方法

##### ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

###### ア 配置

都道府県は、ヤングケアラー支援担当部局等、市区町村や関係機関等からの相談やサポートに適した場所にヤングケアラー・コーディネータ

疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。

#### ② ピアサポート等相談支援体制の推進

都道府県等は、ヤングケアラーにとって、家事や家族のケアなどについての相談先として心理的なハードルの高い公的機関に代わる効果的な相談窓口として、支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。

#### ③ オンラインサロンの設置・運営、支援

都道府県等は、②のピアサポート等の悩み相談のほか、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、支援者団体等によるSNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

#### ④ 外国語対応通訳派遣支援

都道府県等は、日本語が第一言語でない家族が、ヤングケアラーの通訳に頼らずとも病院や行政等の手続を行えるようにするため、通訳を派遣又は配置支援を実施する。

#### (3) 方法

##### ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

###### ア 配置

都道府県等は、地域の実情に応じて、ヤングケアラー支援担当部局や福祉事務所等、業務を行う上で適切な場所にヤングケアラー・コーディネ

一を配置すること。

市区町村は、こども家庭センターへの配置を中心とし、その他、教育部局等の関係機関との連携に適した場所にヤングケアラー・コーディネーターを配置すること。

なお、地域の実情に応じて、「ヤングケアラー・コーディネーター」以外の名称をして、配置することを妨げない。

イ 要件

ヤングケアラー・コーディネーターは、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者が望ましい。ただし、地域の実情に応じて、都道府県等が本事業を適切に行うことができると認めたと者を配置することができる。

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、教員免許状取得者、保育士、こども家庭ソーシャルワーカー等、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者
- ・ 介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者

ウ 相談支援・助言等

都道府県のヤングケアラー・コーディネーターは、管内の市区町村や関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、助言を行うこと。

市区町村のヤングケアラー・コーディネーターは、学校を始め、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等に係る関係機関を通じてヤングケアラーを把握すること。ヤングケアラーであるこどもを把握した場合には、こども自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら、ヤングケアラ

ネーターを配置すること。

なお、地域の実情に応じて、「ヤングケアラー・コーディネーター」以外の名称をして、配置することを妨げない。

イ 要件

ヤングケアラー・コーディネーターは、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者が望ましい。ただし、地域の実情に応じて、都道府県等が本事業を適切に行うことができると認めたと者を配置することができる。

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士等、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者
- ・ 介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者

ウ 相談支援・助言等

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域における関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、適切な福祉サービスや就労支援サービスのほか必要な支援につなげること。

ーが担っているケアの軽減等のために外部サービスによる代替等を検討していくことになるが、その際には、介護保険サービス・障害福祉サービス等の関係機関との支援内容の調整を行う等、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、適切な福祉サービスや就労支援サービスのほか必要な支援につなげること。

#### エ 研修等

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域の関係機関等を対象に、ヤングケアラーの支援に関する研修等を実施するとともに、自らも外部機関研修に参加するなど知見の習得に努めること。

#### オ 支援者団体と連携等

ヤングケアラー・コーディネーターは、支援が必要とされるヤングケアラーについて、学校に通えていない又は家族以外とのつながりがないなどの場合も含め、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体とも連携を図ること。

#### カ 関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築

都道府県等は、必要に応じて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築を図ること。

### ② ピアサポート等相談支援体制の推進

#### ア 相談支援の推進

都道府県等は、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制を構築するため、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラーを含む）、家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行って

#### エ 研修等

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域の関係機関等を対象に、ヤングケアラーの支援に関する研修等を実施するとともに、自らも外部機関研修に参加するなど知見の習得に努めること。

#### オ 支援者団体と連携等

ヤングケアラー・コーディネーターは、支援が必要とされるヤングケアラーについて、学校に通えていない又は家族以外とのつながりがないなどの場合も含め、こども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体とも連携を図ること。

#### カ 関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築

都道府県等は、必要に応じて、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築を図ること。

### ② ピアサポート等相談支援体制の推進

#### ア 相談支援の推進

都道府県等は、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制を構築するため、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラーを含む）、家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行って

いる者が所属している支援者団体等と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等への対応、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーター、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげる。なお、ピアサポート等は、様々な境遇のヤングケアラーが集うことで、当事者同士や支援者団体等とのつながりが深まり、課題解決に寄与することが期待されるため、都道府県単位等の比較的広域での開設が望ましい。

また、ピアサポート等相談支援体制の推進について、次に掲げる内容を加えて実施した場合は、それぞれ、基準額の加算を行うことができる。

(ア) キャリア相談支援加算

進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合。

なお、ヤングケアラーは18歳を超えても進学や就職、仕事と介護の両立等、本人の置かれた状況に応じた悩みを持つと考えられるため、相談体制の構築に当たっては、関連する相談への対応経験等を有する、キャリアコンサルタント等の有資格者や、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラー）が所属している支援者団体等と連携することが望ましい。

(イ) イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合。

実施に当たっては、ヤングケアラー同士、ヤングケアラーと元ヤングケアラーや家族等を交えた交流の場やイベントの開催により、ヤングケアラー自身のレスパイトや、新たな将来の選択肢発見等の自己発見に繋がるような方法により実施することが望ましい。

いる者が所属している支援者団体と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等への対応、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーター、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげる。

(新設)

イ ピアサポート機能の整備

都道府県等は、以下「ウ 支援対象者」に掲げる者からの相談等に対応し、傾聴を行い、適切な支援につなげるために、本事業を実施することができる支援者団体等と連携すること。

ウ 支援対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者等

(削除)

③ オンラインサロンの設置・運営、支援

ア 設置・運営、支援

都道府県等は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行う。また、支援者団体等において、本事業を適切に実施する体制が整備されており、都道府県等が適当と判断する場合は、当該団体の支援を行うことができる。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、ヤングケアラーの容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、当該ヤングケアラーに配慮した仕組みを講じること。

イ 利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者等

イ ピアサポート機能の整備

都道府県等は、以下「ウ 支援対象者」に掲げる者からの相談等に対応し、傾聴を行い、適切な支援につなげるために、本事業を実施することができる支援者団体を支援する。

ウ 支援対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者等

エ その他

本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。

③ オンラインサロンの設置・運営、支援

ア 設置・運営、支援

都道府県等は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行う。また、支援者団体において、本事業を適切に実施する体制が整備されており、都道府県等が適当と判断する場合は、当該団体の支援を行うことができる。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、ヤングケアラーの容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、当該ヤングケアラーに配慮した仕組みを講じること。

イ 利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者等



#### ウ 実施回数

定期的に開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

#### エ その他

- ・ 本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。
- ・ ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげること。
- ・ オンラインサロンの設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。
- ・ 本事業は、利用者の利便性を踏まえオンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて対面でのサロンを行うことを妨げない。
- ・ 都道府県等は、本事業の実施にあたって、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンについて、同一機関において、ヤングケアラーの語りの場に加え、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談やDV等に関する相談についても併せて対応している場合、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。

#### ④ 外国語対応通訳派遣支援

##### ア 派遣又は配置

都道府県等は、日本語が第一言語でない家族が、日常生活を送るために必要な病院や行政等の手続に関し、ヤングケアラーによる通訳に頼っ

#### ウ 実施回数

定期的に開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

#### エ その他

- ・ 本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。
- ・ ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげること。
- ・ オンラインサロンの設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。
- ・ 本事業は、利用者の利便性を踏まえオンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて対面でのサロンを行うことを妨げない。
- ・ 都道府県等は、本事業の実施にあたって、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンについて、同一機関において、ヤングケアラーの語りの場に加え、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談やDV等に関する相談についても併せて対応している場合も、国庫補助の対象となる。

#### ④ 外国語対応通訳派遣支援

##### ア 派遣又は配置

都道府県等は、日本語が第一言語でない家族が、日常生活を送るために必要な病院や行政等の手続に関し、ヤングケアラーによる通訳に頼っ



ている又はその可能性がある場合、通訳を手続場所に派遣又は同行させることができる。

また、ヤングケアラーの相談窓口等に、都道府県等が、通訳を適切に行うことができると認めたと者をオンライン、オフライン問わず配置することもできる。

#### イ 利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者

#### ウ 利用回数

地域の需要を考慮し、その実情に応じて判断すること。

#### エ その他

ヤングケアラー又はその家庭に属さない者等が本事業を不正に利用することの無いよう、対象者ごとの利用実績を保管すること。

#### (4) 事業計画書等の提出

都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始までに事業計画書（別紙様式1）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式2）を提出するものとする。

### 第4 留意事項

1 本事業は、都道府県等が家事や家族のケアなどを行っているこどもの支援を主として、実施する場合において、それに要した費用を補助の対象とする。

ている又はその可能性がある場合、通訳を手続場所に派遣又は同行させることができる。

また、ヤングケアラーの相談窓口等に、都道府県等が、通訳を適切に行うことができると認めたと者を配置することができる。

#### イ 利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者

#### ウ 利用回数

地域の需要を考慮し、その実情に応じて判断すること。

#### エ その他

ヤングケアラー又はその家庭に属さない者等が本事業を不正に利用することの無いよう、対象者ごとの利用実績を保管すること。

#### (4) 事業計画書等の提出

都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始までに事業計画書（別紙様式1）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式2）を提出するものとする。

### 第4 留意事項

1 本事業は、都道府県等が家事や家族のケアなどを行っているこどもの支援を主として、実施する場合において、それに要した費用を補助の対象とする。

2 都道府県等は、本事業について、地域の実情に応じて、その全部又は一部を実施することができるものとする。

3 本事業を実施する都道府県等は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、予め準備し、こども家庭庁からの求めに応じ、提出するものとする。

4 都道府県等は、「ヤングケアラー支援体制構築事業」に掲げる事業のほか、より一層のヤングケアラーの支援に資する取組について、こども家庭庁が適当と認めることができる場合に、モデルとして当該取組を実施することができ、その場合も国庫補助の対象となる。

5 ヤングケアラー支援に当たっては、本事業とその他の事業（※）などを組み合わせて実施することが効果的である。

※① 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

② 支援対象児童等見守り強化事業

こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもへの見守り体制の強化を支援する。

③ こども SOS 等相談支援体制整備事業

こどもの SOS をこども家庭センター等が受け止めて必要な支援を届けるため、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ）と連携し

2 都道府県等は、本事業について、地域の実情に応じて、その全部又は一部を実施することができるものとする。

3 本事業を実施する都道府県等は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、予め準備し、こども家庭庁からの求めに応じ、提出するものとする。

4 都道府県等は、「ヤングケアラー支援体制構築事業」に掲げる事業のほか、より一層のヤングケアラーの支援に資する取組について、こども家庭庁が適当と認めることができる場合に、モデルとして当該取組を実施することができ、その場合も国庫補助の対象となる。

5 ヤングケアラー支援に当たっては、本事業とその他の事業（※）などを組み合わせて実施することが可能である。

※① 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えたヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

② 支援対象児童等見守り強化事業

こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもへの見守り体制の強化を支援する。

て、こども家庭センターにこどもたちがアクセスしやすい環境の整備を図る。

また、こども家庭センター等における専門人材の活用促進を図る。

#### ④ アウトリーチ支援・宅食事業

②の支援対象児童等見守り強化事業の拡充として、アウトリーチ型を強化するとともに、都道府県を介し、こども宅食等を実施する事業者に対して広域的に運営支援、物資支援等を行う中間支援法人を活用することで、支援を必要とするより多くのこどもを把握できる体制の整備を推進する。

#### ⑤ 地域こどもの生活支援強化事業

多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。また、行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

6 本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。

### 第5 個人情報の保護

1 都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得

### 第5 個人情報の保護

1 都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得

た情報が漏洩することのないよう、本事業に携わる関係者に対し、個人情報取扱いについて守秘義務を課すこと。

2 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

3 なお、本事業を実施する都道府県等が事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

#### 第6 経費

本事業に要する費用の一部について、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

た情報が漏洩することのないよう、本事業に携わる関係者に対し、個人情報取扱いについて守秘義務を課すこと。

2 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

3 なお、本事業を実施する都道府県等が事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

#### 第6 経費

本事業に要する費用の一部について、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。